六ヶ所村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年２月

六ヶ所村教育委員会

目　　次

１　計画の趣旨・現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容　・・・・・・・・・・・２

５　関連する取組、今後のフォローアップ　・・・・・・・・・・・・・４

１　計画の趣旨・現状

（１）計画の趣旨

六ヶ所村教育委員会では、これまでも教育職員の働き方を見直し、村の大切な宝である子どもたちに対して、より効果的な教育活動を行えるよう取り組んできた。今後も、在校時間の縮減等の取組をさらに具体的かつ継続的に進め、教育職員が心身ともに健康で心に余裕を持ちながら、ワーク・ライフ・バランスを実現し公私ともに充実した時間を過ごせるようになることで、教育職員自身の人間性や創造性を高め、ひいては教育活動に良い影響を還元することを主な目的としている。この目的達成に向け、地方公務員法、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法並びに文部科学大臣が定める指針に基づき、本方針を策定するものである。

（２）本村の現状

①　本村では、令和 4 年に教育職員の業務量の適正な管理、その他の健康及び福祉の確保を図るため六ヶ所村立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正し、教育職員の時間外在校等時間を、年間 360 時間以内、月間 45 時間以内とした。

②　これまでの取組として、校務支援システムや ICT 機器の導入により校務の電子化や教材のデジタル化を図ったり、紙媒体での押印文書を減らし、学校への発出文書を電子化にしたりするなど、教員の業務の負担軽減を支援してきた。

③　こうした取り組みの結果、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和６年度は以下のとおりであった。

【令和６年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 32.8 時間	23.8%	0.0%
中学校	月 46.4 時間	48.8%	4.0%

④　時間外在校等時間について、月 45 時間を上回る割合が依然として高い状況である。特に中学校では、週休日における部活動の指導等の業務負担が大きくなっていることが推察される。

２　目標

本計画において達成を目指す目標は、次のとおりである。

（１）時間外在校等時間に関する目標

①１か月時間外在校等時間が 45 時間以下の教育職員の割合を 100%とする。
②１年間における１か月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度とする。
③１年間における時間外在校等時間を 360 時間以下とする。

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

①　年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。【R6 実績　14.4 日】
②　ストレスチェックにおける総合リスク値を 70 以下とする。【R7 結果 77　（全国平均 100)】

③　ストレスチェックにおける仕事の負担に関する健康リスク値を 85 以下とする。【R7 結果 95　（全国平均 100)】
④　ストレスチェックにおける「働きがい」に関する質問項目への肯定的な回答の割合を 50%以上とする。【R7 結果　42.2%　（全国平均 15.6%)】
⑤　ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」に関する質問項目への肯定的な回答の割合を 50%以上とする。【R7 結果　41.2%　（全国平均 23.7%)】

３　計画の期間
令和８年度から令和 11 年度まで

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し
ア　学校以外が担うべき業務
①　登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「３分類」①関係）
・保護者によるバス停までの送迎や見守り活動を推進する。
・地域住民による散歩・通勤中の見守り活動「ながら見守り」の啓発を行う。

②　放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「３分類」②関係）
・地域行事などでの校外の見回りについては、保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
・村生徒指導推進協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③　学校徴収金の徴収・管理（「３分類」③関係）
・ほぼすべての学校徴収金について、現金での納入方法から口座引き落とし方式に変更する。
・学校では、現金の保管は原則としてしない。

④　地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「３分類」④関係）
・令和 11 年度末を目途に村内全小中学校に学校運営協議会を組織し、学校運営協議会委員が主体となって、地域との交流や地域とのボランティア活動など学校地域間の協働活動の拠点とする。

⑤　保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「３分類」⑤関係）
・保護者に対して教育相談室の周知を図るとともに、学校で対応が困難な事案に対しては、学務課が中心となって学校への助言や学校・保護間の対応調整を行う。
・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備する。

イ　教師以外が積極的に参画すべき業務
⑥　調査・統計等への回答（「３分類」⑥関係）
・調査内容を精選し、紙媒体での提出からデータでの提出に置き換える。

⑦　学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「３分類」⑦関係）
・ウェブサイトの作成・管理については、外部委託している ICT 支援員の業務に含める。

⑧　ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「３分類」⑧関係）
・外部委託している業務に含める。

⑨　学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「３分類」⑨関係）
・体育館開放事業については、事務手続き等の電子化を推進する。

⑩　校舎の開錠・施錠（「３分類」⑩関係）
・長期休業中など、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

⑪　児童生徒の休み時間における安全への配慮（「３分類」⑪関係）
・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を事前に徹底した上で、教育職員による校内輪番巡視体制を整える。

⑫　校内清掃（「３分類」⑫関係）
・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、教育職員による輪番指導体制を整える。

⑬　部活動（中学校）（「３分類」⑬関係）
・運動部については、休日における合同活動体制を令和８年度までに整えるとともに、受け皿となる地域クラブと指導員が確保でき次第、地域スポーツクラブに移行する。
・中学校が統合する年度から、平日も含め運動競技を地域スポーツクラブに移行できる体制を推し進める。
・文化部については、中学校が統合する年度から地域展開に移行する体制を推し進める。

ウ　教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

⑭　給食の時間における対応（「３分類」⑭関係）
・児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、教育職員による輪番指導体制を整える。

⑮　授業準備（「３分類」⑮関係）
・学校教育支援員やスクール・サポート・スタッフによる授業準備等への補助、さらに校務支援システムなど ICT 機器の活用による学習教材の作成や共有化など効率的な準備を図る。

⑯　学習評価や成績処理（「３分類」⑯関係）
・校務支援システムなど ICT 機器の活用による成績処理など効率的な事務処理を行うほか、学校教育支援員やスクール・サポート・スタッフによる評価業務に対する補助体制の構築を図る。

⑰　学校行事の準備・運営（「３分類」⑰関係）
・これまで精選してきた学校行事の内容を毎年、新たなものにするのではなく、複数年度にわたり継続してできる内容にするなど準備の簡素化を図る。

⑱　進路指導の準備（「３分類」⑱関係）
・進路指導に関する資料を確実に引き継げるよう蓄積し、前年に利用した指導用資料や配布物、年間スケジュールなどを効率的に活用した指導体制を各校で整える。

⑲　支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「３分類」⑲関係）
・校内では、学級担任など特定の教育職員だけが対応するのではなく、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校教育支援員を含めた多くの職員が関わる具体的な体制を整える。
・児童生徒の課題の状況によっては、教育相談室、こども支援課、保健相談センター、児童相談所、警察署等の関係機関に対して、学務課が必要な支援体制の確保につなげる。

（２）学校における措置の推進
学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

①　各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。

②　当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

③　校務支援システム、校内 LAN、メール配信システムなどを効率的に活用し、校内のみならず校外的にも業務の効率化を図る。

④　勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を８年度中に全校に設置する。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組
教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

①　１か月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に、産業医による面接指導を実施する。

②　その日の終業から翌日の始業までに 11 時間を目安とする「勤務間インターバル」の確保に取り組む。

③　ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

④　心身の健康問題について、相談窓口としての産業医の活用を各校に周知する。

⑤　年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対し

て取得を促進する。

⑥　令和８年度中に、学校における定時退勤日を月４日以上設定するよう推進し、夏季休業の期間中に５日間の一斉閉校期間を設定する。

５　関連する取組、今後のフォローアップについて

（１）　取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定期的に六ヶ所村の HP で公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告する。

（２）　学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

（３）　時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については本村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

（４）　教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

（５）　各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。